

杨木県公報

令和 3 (2021)年 3月31日(水) 号 外 第 24 号

目	次
	見
○栃木県地方活力向上地域における県税の課税免	
	例施行規則の一部改正
	規則の一部改正······ 32 女育委員会
	41
	する規則の一部改正 42
	改正······ 42
○教育職員の業務量の適切な官理寺に関する規則の	の制定······ 47
規	則
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正が栃木県県税条例施行規則(平成十七年栃木県規門栃木県県税条例施行規則の一部を改正する場合和三年三月三十一日栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則・栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則・栃木県規則第十八号	規則 栃田 富一
改 正 後	名 日 =
は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる第二十四条 次の表の上欄に掲げる文書等の約(文書等の様式)	
文書等の種類 様 式	文書等の種類様式
1~川十戌 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	一 一 一 一
川十代	書) の十の規定による証明 提出用) (法第二十条 三三十六 納税証明書(県 別記様式第三十六号
三十七~八十九の三十七 略	ニューナン とり はっぱん とり とり とり とり とり とり とり とり とう とう とう しょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ
八十九の三十八 自動車 略	八十九の三十八 自動車 略

七十九から百一まで 別 定による申請書) 第百十四条第三項の規 ※書減額申請書(条例 九十八 自動車稅種別割 八十九の三十九~九十七 路 第二頃 の規定によ 一(条例第百五条の八 申請書 一(条例第四五条の八 再請書 一(条例第四五条の八	大十八から百一まで 訓 大十八から百一まで 訓 大十九の三十九~九十七 路・第三頃の規定による申請書(条例第百五条の八 第三項及び条例第百十 和(条例第百五条の八 報應別割災害減免申請 報應或性能割・目動車
<u>张</u>	
別記様式第八号(二枚目)中「指行命配漆」を	
	か
「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	(法人にあっては、名称、代表者の氏名及) が 氏名 (び法人番号
個人番号(法人にあっては、法人番号) 」 以名名心。	び法人番号
高品数化紙II十円中日 「氏名(法人にあっては、名 個人番号(法人にあっては、 氏名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及 び法人番号	は、法人番号) 」 りんしょう しゅうしゅう しゅう
芸品継ば無二十二中 法人番号・義務者番号 整理番号・特消番号・登	課税番号・義務者番号

フリガナ	
氏名	
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)	
個人番号	
(法人にあっては、法人番号)	
フリガナ	
氏名	
「法人にあっては、名称、代表者氏名 】	
及び法人番号	
1 入札参加資格審査申請のため	
2 栃木県の融資制度の融資申込みのため	
3 資金の借入れ(栃木県の融資制度の融資申込みを除く。)のため	
4 建設業許可申請(新規・更新)又はその変更届のため	46
5 酒類販売業免許申請のため	
6 自動車の名義変更・抹消登録・所有権留保の解除のため	
99 その他	
	T
1 入札参加資格審査申請のため	
2 資金の借入れのため	
3 建設業許可申請(新規・更新)又はその変更届のため	
4 酒類販売業免許申請のため	
5 自動車の名義変更・抹消登録・所有権留保の解除のため	に改め、同様式備考3.
6 補助金交付申請のため	
7 広告掲載応募のため	
8 公益法人の定期事業報告のため	
99 その他	
(
3 最近納付(納入)した場合は、領収証書を持参してください。	
記様式第三十六号を吹のように改める。	
様式第36号 削除	
記様式第五十号を次のように改める。	

(4)

記載すること。

別記様式第50号 (第24条関係) (その1) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書 Ĥ 納税者 住所 名称 様 栃木県 県税事務所長 法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税について、次のとおり したので、地方程42、第72条の46第6項、第72条の47第5項の規定により通知します。 よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してください。 課税標準額 税率 県 税 課税番号 所得金額総額 事業 (連結事業) 年度 万円以下の金額 所 年 税 税 得 万円超 万円以下 摛 税 額 課税標準となる法人税額又 割 年 万円を超える金額 別法 法 は個別帰属法人税額 本県分の課税標準となる法人税額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額 軽減税率不適用法人の金額 (P) 事 法人税割額 ((ア) × %) 付加価値額総額 県民税の特定寄附金 付 加 価 値 額 控除対象所得税額等 資本金等の額総額 当額等の控除額 国の法人税等 額の控除額 外国の法人税の額の控除 割 資本金等の額 収入金額総額 仮装経理に基づく控除額 税 割 収 金 額 利 子 割 額 控 除 額 合 差引法人税割额 27年改正法附則第8条又は 28年改正法附則第5条の控除額 既に納付の確定 割 当期分の法人税割額 租税条約の実施に 事業税の特定寄附金税額控除額 法人税割額の控除額既還付請求利子割額が過 仮装経理に基づく事業税額の控除額 大である場合の納付額 既に納付の確定した当期分の事業税額 額 納付法人税割額① 算定期間中において事務 所等を有していた月数 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (1) 月 均 等 円× (イ) /12 既に納付の確定した 割 摘 要 課税標準 額 税率 額 当期分の均等割額 納付均等割額 所得割に係る額 額 (2) 特別法人 事 業 税 収入割に係る額 納付県民税額(①+②) 業 事 利 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 除 た 控 1. 額 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 子 控除しきれなかった額 既に還付を請求した利子 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 割 関盟 既還付請求利子割額が過 大である場合の納付額 この通知書により 還付する利子割額 付 別 法 事 額 額 加算金の基礎とな 要 割合 カΠ 質 貊 金 る税額 カΠ 書 提 出 期 告 狠 過少申告加算金不申告加算金 算 告 書 申 提 \exists 出 (計) 法 税 処 日 金 加 修 正 申 告 年 月 日 重 算 金 事 業 税 納 期 郘 県 民 税 納 所 区 分 什 基 本県分 準 総 数 この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を

裕	内税者 住所 名利	<u>.</u>	· · ·	-400		1.71	× 17 L	147		· · · ·	71472	- / -	_,	11,7		UX		<u> </u>			2007	中並で	<i>y</i> (第年		" 月	号日	,
42、 1	去人県 第7	具民税 2条の	え、海 246第	5人事 6 項 負知に	業税及	を 2条 内付	特別 の47 すべ	法 第 多 き 額	、事ぎ 項の [を]	業税が記	につい 定によ の納期	てり限ま	次知で	りとま納	おり ナ。 十書	こよ			たの゛				√長 第55	条第	4項	、第	[第72第	訓 €の
摘	1				要	部	果 税	標	準	額	税率		税		額		県	税		課	税	番	号					
法	第	所			段総額		<u>: </u>	<u>:</u>	<u>:</u>	<u>:</u>				_	_	/	事	業(連	直結事	(業)	年月	ŧ						
第			年金	力円	以下の 額			-	-	-				:			7	/C (E/IH 7	/ </td <td>10</td> <td>`</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	10	`						
七		得	年	万	万円超 円以下				:									指	ĺ]	要			税		額	
+			年る	万円:	を超え額		:	İ	:	İ							法	課税相 別	票準と 帰	なる 属	法人法	、税額 人 系	又は 分類					
_	_	割			用法人の 額			1	!	<u> </u>								本県分 又 は	の課税相関	県準と	なる法	人税犯	独 (ア)					
条		付加	付力	価値額	領総額		<u> </u>	i	!	i			_					法人					%)					
0		温値割	付	加価	値額		÷	i	<u>:</u>	÷				:		/	人	県 税	: 税(の特	定	寄除	付 金額					
_		資	資本	金等の	額総額		! 	!	! 	!			_	_			, ,	控料	対	表 別	: 「得 _」	税	領等額					
第	号	本割	資2	大 余等	の額		÷	: -	! - 	: -				:		/		外	国の	す) 法 の	· 人	<u>医 版</u> 、,,,,	等額					
	tota:	収			頁総額		: -	:	! 	:		_	_	_			税	の 仮装										
項	第二	入			金額		!	!	! 	!				:		/	170	利										
各	号	割					-	!	-	!				!								_						
分号	第	所得			頁総額 ^ ##		<u>: </u>	<u> </u>	-	<u> </u>		_		_	_	/	rte.i	差に			. 税							
		割			金額		<u> </u>	!	<u> </u>	!				!			割	当期	納分	が法	= 佐	税制	割額係る					
に		付加価			頂総額		_	<u>!</u>	<u> </u>	<u>!</u>				_	_	/		法人	. 税 🤃	鴚 額	の	控	涂 額					
掲	三	値割	付	加価	値額		<u>:</u>	<u>:</u>		<u>:</u>								既還であ	い弱さ	易合	ナシ	納何	中額					
げ		資本	資本	金等の	額総額		<u>i </u>	<u> </u>		<u> </u>			_	_	_	/	額	納付					1					
る.		本割	資	本金等	節の額												均	算定等を	期間「 有	早にこ	おいい	て事た	務所 月数		(1	()		月
事		収	収入	人金額	[総額		:	:	:	:			_	_	_	/	等						/12					
業	号	入割	収	入。	金 額			İ	!	!				!			割	既当	. 納 1 月 分	すのの)確 均 ?	定等	し額					
合		計		事		業	\$		税		額			:			額	納ん					2					
事	業	税	0)	特	定	寄	附	金	控	E 18	余 額			<u> </u>			納	付 県	民 税	額	(①) + (2)					
仮	装糸	4 理	に	基づ	5 < 1	事業	養 税	領	の	控	除額			! 			分	県					民		<u> </u>	<u> </u>		税
既	に紗	1 付	の様	年 定	した	当	期~	Ή σ	事	業	税額						JJ	本					· · 分					
											除額			<u>: </u>				総		21.			数					
納		付		車			į 🖟	106 1	税) IT.	額			<u> </u>			eted	事					業					税
		ניו		7		-		Tam:	-	dett			1.14	!	dest		割								,		γ/ 5.+	
摘 注第7	-	2 第 1 項	第1号	に掲げる	要の事業の	硃	- 代元	標	. 华	領!	税率		税		額			区					分	固	定		資	産
所得	割に	係る特	寺別沒	人事	業税額 る事業の		<u>: </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>; </u>								本		県	•		<u>分</u>					
収入	、割に	係る特	寺別法	人事	な事業の 業税額 る事業の		<u>!</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>							基	総					数					_
収入	割に	係る特	寺別法	人事	業税額		:	-	!	:				:				区					分	発	電所	の固	定資	産
合	計	华	f	別	法	人	事	F	業	税	額			<u> </u>				本		県			分					
仮輩	装 経	理に	基~	づく4	特別 沿	长人	事	業 税	額(か 控	除額			:			準	総					数					
既に	こ納	付の	確定	した	当期	分0	り特	別法	:人:	事業	き税 額	L					申	告	書	提	出	期	限	L _	_	_	_	
租利	兑条系	句の	実施	に係	る特別	川法	人事	業種	兑額	の控	陰除額			-			申	告	書	ŧ	是	出	日					
納	付	牛	÷	別	法	人	事	Ę.	業	税	額						法	人	税	夕	几	理	日					
	:	簡			要	加算	草金の	基礎と	となる	税額	割合	加	第	1	金	額	修	正	申	告	年	月	日					
加	温	/ >	1 4	hп	笛 仝		:	!	:	!		t		:			納			期			限					
算	罘	申	告	加 加 拿	算 金		!	!	<u>: </u>	!			-				納			付	<u> </u>			場				所
. JIF					(計)	_	_	_	<u>: </u>	!		1		<u>. </u>										-2/4				,/1
金	重	ħ	1	算	金		:	1	_	_		\vdash		<u> </u>														
更	土	//	н	开	立工		<u>: </u>	<u>:</u>	<u>: </u>	<u>:</u>	<u> </u>	1		<u>: </u>														
更正等の																												

号、別記様式第八十九号の二十二、別記様式第八十九号の二十五及び別記様式第八十九号の三十中別記様式第七十四号、別記様式第七十五号、別記様式第八十号、別記様式第八十三号、別記様式第八十四
「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 個人番号(法人にあっては、法人番号) 「大名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及) 」 「大名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及)
別記様式第八十九号の三十八を次のように改める。に改める。

(7)

別記様式第89号の38 (第24条関係)

自動車税環境性能割災害免除申請書

年 月 日

栃木県自動車税事務所長 様

申請者 住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり自動車税環境性能割の免除を受けたいので申請します。

年 度	
税 額	
被災自動車等の登録番号	
代替自動車の登録番号	
代 替 自 動 車 の 取 得 年 月 日	
免除を必要とする由	
免除を必要とする事由の発生年月日	

備考 免除を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第九十三号表面中「(击所帥彈藻廼」を「(帥灈漆廻」に改める。
記記数名歌パードでは、名称及び代表者の氏名) 記記数名歌パード中日 個人番号(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 個人番号(法人にあっては、法人番号)
氏名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及)
備考 課税免除の対象となることを討する事類を添付してください。 別記様式策丸十八号から別記様式策百一号までを次のように改める。

別記様式第98号 (第24条関係)

自動車税種別割災害減額申請書

年 月 日

栃木県自動車税事務所長 様

申請者

住所

氏名(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び法人番号)

年 月 日付けで賦課された 年度自動車税種別割について、減額を受けたいので、 次のとおり申請します。

年	税	額	又	は	税	額	
登		録		番		号	
自	動	車	Ĺ	の	価	額	
修			繕			費	
減事	額	を見	公	要と	: के	る由	

備考 減額を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第99号から別記様式第101号まで 削除

備考 減免を必要とする事由を証する書類を添付してください。

高品機
「氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
個人番号 (法人にあっては、法人番号)
レ

温 宝

- 1 この規則は、今和三年四月一日から施行する。
- 間、所要の補正をして使用することができる。2 この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の

栃木県規則第十九号

則を汝のように定める。 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規

企性三年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

る規則 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正す

県規則第十号)の一部を汝のように改正する。 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成二十八年栃木

金宝

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(稅務課)

栃木県規則第二十号

今和三年三月三十一日保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を決のように定める。

版大 中 面 田 神 1

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

別記様式第一号から別記様式第四号までを次のように改める。保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十年栃木県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

《登録番号	-			※欄	は記 <i>力</i> 	人した	ないでく	くださ	<i>۱</i> ۰。								
《登録年月日	i		年		月		日										
			准看	護師免	許申	請書		J			ılə		入	≑ .⊤	糸	r.	欄
		年		月		日	施行				⁴ X	•	人	配	和	¥.	们果
		□			À	 県試題											
受験地コード		受験	番号														
罰金以」	の刑に	処せ	られた	こことの	の有無	無 (律	有の場合	, a)、そ	の罪、	刑及ひ	・ 一	定年	月日)				
有・無_ 2 准看護師				E 又は	 不正 <i>0</i>	0行為	為を行く	ったこ	との有	無(有	· の場合	· 、 谨	* 反の !	事実	 及 でが年	三月 日	∃)
有・無_												` ~				/1 -	
3 出願後 <i>0</i> 有・無			名の変	変更の?	有無	(有0	り場合、	出願	時の本	籍又は	氏名)						
_			無														
- 1 旧姓併言 有・無	ピの希望	の有				1.											
- 4 旧姓併言 有・無 上記により	ピの希望	の有護師	免許を	を申請	します	t.											
- H姓併言 有・無 上記により	刊の希望 、准看	の有護師	免許を	を申請	します	.											
- 4 旧姓併言 有・無 上記により	刊の希望 、准看	の有護師	免許を	シ申請	します	;											
- H	刊の希望 、准看	の有護師	免許を	を申請	します	.			(名)								
日姓併言 有・無 上記により 年 所 日 ガナ 日 日 日 日 日 日 日 日 日	この希望 、准看	の有護師	免許を	を申請	します	.			(名)								
- H	この希望 、准看	の有護師	免許を	上申請	します 				(名)								
Text	、 (氏)	の有護師	免許を	产申請	します 	ナ。 			(名)								
- H	、 (氏)	の有護師	免許を	を申請	します 				(名)								
Text	、 (氏)	の 護師	免許を		します]			(名)								
The state of t	、 准看(氏)(旧姓)	の 護師	免許 ē		します 	. 月		日		籍)			都沿	道具	※本籍コート	14E V	
The state of t	、 准看(氏)(旧姓)	の 護師	免許 ē	F I	します 			日	本	籍)			都所	道具	※本 ギュー	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
1. 目標 1. 日本	会会会(氏)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日	の 護師	免許 ē	15年	しまっ 			日	本	籍)			都府	道具	※ 本	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

別記標	^兼 式第2号	(第2条関係	系)													
※ 言	丁 正 書 換 交付年月日		年		月		目	 ※欄に くす	は記え ごさい	人しないで ^{い。}						
		准看護	師籍	訂正・	免許	証書換	(交付	申請書				収	入	証	紙	欄
登	録 番 号	第	号					1								
登台	録年月日		年		月		目									
	変更を生じ7	を事項								Ι						
変更	本 籍 (国籍)		1		Ī			フリカ	ガナ							別
前	生年月日		年		月		日	氏	名							男女
変	変更の理由				*	ード		本 (国籍	籍 ()		都道 府県	* 3-	ド		性別	男女
更	フリガナ	(氏)							(4	名)						
後(氏 名	(旧姓)														
第 1	旧姓併記 の希望の 有 無			有	• #	Ħ.										
口	通称名		Ţ	T	•	•		T								
	生年月日		年		月		目									
変	変更の理由				%	- F		本 (国籍	籍 音)		都道 府県	% ⊐-	ド		性別	男女
更	フリガナ	(氏)							(4	名)						
後(氏 名	(旧姓)														
第 2	旧姓併記 の希望の 有 無			有	• <u></u>	#										
□	通称名		1	Г	1			Г								
	生年月日		年		月		目									
」 書物	上記のとおり 奥交付を申記 年	青します。	事項》	こ変更を	を生し	じまし	たのっ	で、戸籍		(抄) 本を溺	5えて 4	生看護	師籍	手訂正	・免診	午証
住	所															
氏	名															
電	話															
村	5. 大県知事			rt.	羕											

※再 交 付 年 月 日		年		月		日	※欄は記入しないで ください。					
	准	生看護	師免許	再交	付申請	書	•	収	入	証	紙	杮
登 録 番 号	- 第	号								.—		
登録年月日		年		月		月						
本 籍	ř				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	那道 守県						
フリガナ												
氏 名												
旧 姓 又 は 通 称 名												
生 年 月 日		年		月		日						
			年	月	日方	—— 拖行						
免許資格取得	第	口		ļ	具試験台	合格						
上記の准看 年		を(I 日	亡失・打	損傷)	したの	ので、	関係書類を添えて免許	証の再	交付を	申請〕	します	0
住	:											
氏 名	1											
電話	i									% 5	里由ード	
	-		4	羨						•		

別記様式第七号から別記様式第九号までを次のように改める。

別記様式第7号(第3条関係)	
※修了登録 年月日 年 月	日 ※欄は記入しないでください。
准看護師再教育研修	多修了登録申請書 収 入 証 紙 欄
登録番号第号	
登録年月日年	
1 准看護師再教育研修の開始年月日及	び修了年月日
開始年月日	修 了 年 月 日
年月月	日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
2 個別研修に係る再教育命令を受けた	ご者にあつては、助言指導者の氏名
助言指導	者の氏名
上記により、准看護師再教育研修の修 年 月 日	を了登録を申請します。
住所	
II	
フ リ ガ ナ (氏)	(名)
氏 名	
M 21 E 7 X	
性別男女ペコード	
生年月日年	月 日 本 籍 都道 ※本籍 コード コード コード カード カード カード カード カード カード カード カード カード カ
電話	
栃木県知事 様	
IN LYKYLA IN	

別記模	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(第4条関係	系)												
 	小小型		年		月		日	 ※欄に くた	は記 <i>入</i> ごさ V	しないで					
	7/	生看護師再	教育研	肝修修]	了登釒	录証書:	換交付	寸申請書	<u></u>						
登	録 番 号	第	号								収	入	証	紙	欄
登到	禄年月日		年		月		日								
再剩了是	数育研修修 登録年月日		年		月		目								
変勇	更を生じた事	事項						- -							
変更	本 籍 (国籍)				ı	j	都道 府県	フリカ	ヺ ナ						性別
前	生年月日		年		月		日	氏	名						男女
変更	変更の理由				%	ード		本 (国新	籍)	ā	都道 存県	*	ド	性別	男女
後(フリガナ	(氏)							(名	i)					
第 1	氏 名														
回)	生年月日		年		月		目								
変更	変更の理由				*	ード		本(国籍	籍)	ā	都道	*	K	性別	男女
後(フリガナ	(氏)							(名	i)					
第 2	氏 名														
旦)	生年月日		年		月		日								
看護	上記のとおり 護師再教育の 年	开修修了登録	再教育 录証 ∅	育研修修 の書換る	多了登 と付る	登録証(と申請	の記載します	載事項に 上。	二変更	更を生じました	たのつ	ご、関化	係書類	を添え	て准
住	所														
氏	名														
電	話														
机	厉木県知事			·····································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										

別記様式	大第 9	号	(第5条関係	系)										
※ 年	交月	付日		年		月		日	※欄は記入しないで ください。					
			准看護師再	教育	研修修	了登	録証再	交付	申請書					
登 録	番	号	第	号						収	入	証	紙	欄
登録	年月	日		年		月		日						
再教育了登錄				年		月		日						
本		籍												
フリ	ガ	ナ												
氏		名												
生年	. 月	日		年		月		日						
			隻師再教育研 录証の再交付 月 F	寸を目				そ・打	員傷)しましたので、関係	系書類	を添 <i>え</i>	て准君	 養師	再教
住		所												
氏		名												
電		話										※ 理 コー	里由ード	
栃オ	に県知	1事			核	兼						•		

运宝

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。2 この規則の施行前に改正前の保健師助産師看護師法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則

(医療政策課)

栃木県規則第二十一号

今和三年三月三十一日クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和三十三年栃木県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

「本籍 住 所 や 住 所 と た 名」 日本又は通称名し

3 「旧姓又は通称名」欄については、旧姓又は通称名の併記を希望する場合にのみ記入すること。

籍 地 本籍地 旧 新 新 旧 に改める。 別記様式第八号中 を 氏 新 旧 氏 名 免許証に記載の 新」 旧

新」 免許証に記載の 旧旧姓又は通称名 新」

室 三

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県規則第二十二号

令和三年三月三十一日栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 煏 田 �� 一

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

次のように攻正する。 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則(昭和五十四年栃木県規則第四十八号)の一部を

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			松	出	黨	
だし、知事が必要があると認めたとき又は条例第第二条 射撃場の休場日は、汝のとおりとする。た(休場日)	無二条	<u></u>				
更し、又は臨時に休場することができる。であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変定管理者」という。)が必要があると認めた場合四条の二第一項に規定する指定管理者(以下「指						
律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定す 「毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法」」						

(20)

(利用時間)

を変更することができる。 場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これ認めたとき又は指定管理者が必要があると認めた後五時までとする。ただし、知事が必要があると第第二条の二 第二条の二 射撃場の利用時間は、午前九時から午

(利用許可の申請等)

- 受けなければならない。
 イフル射撃場利用券(別記様式第二号)の交付を指定管理者に提出し、使用料を納入し、栃木県ラフル射撃場利用許可申請書(別記様式第一号)をて利用しようとする者を除く。)は、栃木県ライを利用しようとする者(次条の規定により専用しする有料施設等(以下「有料施設等」という。)第三条 条例第二条第一項の規定により同項に規定
- 受けなければならない。
 ル射撃場超過利用券(別記様式第四号)の交付を
 管理者に提出し、使用料を納入し、栃木県ライフ場超過利用許可申請書(別記様式第三号)を指定等を利用しようとする者は、栃木県ライフル財撃

(専用利用許可の申請等)

- い。第五号)を指定管理者に提出しなければならな県ライフル射撃場専用利用許可申請書(別記様式(その者が二人以上の場合は、代表者)は、栃木第四条 有料施設等を専用して利用しようとする者
- は、この限りでない。 ただし、指定管理者が必要があると認めるとき箇月前から一箇月前まで受け付けるものとする。日以上利用しようとするときは、その初日)の四2 前項の専用利用許可の申請は、当該利用日(二
- に通知するものとする。知書(別記様式第六号)により、その旨を申請者たときは、栃木県ライフル射撃場専用利用許可通3 指定管理者は、第一項の申請について許可をし

(許可事項の変更承認申請等)

- い。 式第七号)を指定管理者に提出しなければならなうイフル射撃場利用許可変更承認申請書(別記様た事項の変更承認を受けようとする者は、栃木県第五条 条例第二条第三項の規定により許可を受け
- 様式第八号)を同項の申請者に交付するものとす栃木県ライフル射撃場利用許可変更承認書(別記2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、

(利用許可の申請等)

第三条 条例第二条第一項の規定により射撃場

受けなければならない。イフル射撃場利用券(別記様式第二号)の交付を知事 に提出し、使用料を納入し、栃木県ラフル射撃場利用許可申請書(別記様式第一号)をて利用しようとする者を除く。)は、栃木県ライを利用しようとする者(次条の規定により専用し

受けなければならない。 小射撃場超過利用券(別記様式第四号)の交付を に提出し、使用料を納入し、栃木県ライフ 場超過利用許可申請書(別記様式第三号)を知事 を利用しようとする者は、栃木県ライフル財撃。 と[前項において許可された時間を超えて射撃場

(専用利用許可の申請等)

- (3) 第五号) を<mark>知事 に提出しなければならな県ライフル射撃場専用利用許可申請書(別記様式(その者が二人以上の場合は、代表者)は、栃木第四条 射撃場 を専用して利用しようとする者</mark>
- 箇月前から一箇月前まで受付ける ものとする。日以上利用しようとするときは、その初日)の四2 前項の専用利用許可の申請は、当該利用日(二
- に通知するものとする。知書 (別記様式第六号) により、その旨を申請者たときは、栃木県ライフル射撃場専用利用許可通は、第一項の申請について許可をし

(許可事項の変更承認申請等)

- 、。 式第七号)を<u>知事</u> に提出しなければならな ライフル射撃場利用許可変更承認申請書(別記様 た事項の変更承認を受けようとする者は、栃木県 第五条 条例第二条第三項の規定により許可を受け
- 様式第八号)を同項の申請者に交付するものとす栃木県ライフル射撃場利用許可変更承認書(別記2 知事 は、前項の申請を承認したときは、

3 条例第二条第一項の規定による許可を受けた者 は、有料施設等の利用を取り消すときは、栃木県 ライフル射撃場利用取消届出書(別記様式第八号 の二)を指定管理者に提出しなければならない。

(専用利用の日数)

第六条 有料施設等の専用利用の場合における利用 日数は、六日以内とする。ただし、<u>指定管理者</u>が 特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(附属設備の使用料)

第六条の二条例別表と附属設備使用料の部に規定 する規則で定める附属設備及び規則で定める額 は、別表のとおりとする。

(専用利用の場合の使用料の納入)

第七条 専用利用の場合の使用料は、第四条第三項 第七条 専用利用の場合の使用料は、第四条第三項 の通知書を受理後知事が定める納期限までに納入 しなければならない。

(許可証の提示)

第九条 有料施設等を利用しようとする者は、利用 許可の申請(ビーム・ライフル又はビーム・ピス トルに係るものを徐く。) の際銃砲刀剣類所持等 取締法(昭和三十三年法律第六号)に規定する許 可証を指定管理者に提示しなければならない。た だし、専用利用の許可(ビーム・ライフル又は ビーム・ピストルに係るものを除く。) を受け有 数許可証を

提示しなければならない。

(劑骨骨)

第十条 条例第二条第一項の規定による許可 (ビー ム・ライフル又はビーム・ピストルに係るものを 除く。)を受けた者は炊の各号に掲げる事項を、 財撃場に入場した者は第四号から第六号までに掲 げる事頃を守らなければならない。

1 容

二 常に銃器、弾薬の保全に留意し、射撃を行わ ないときは、指定管理者の指定する場所に責任 をもつて保管すること。

三・四を

五 射撃場の施設(附属設備及び備品を含む。) を滅失し、破損し、又は汚損したときは指定管 理者に届け出て、その指示を受けること。

长 容

(職員の立入り)

第十条の二 指定管理者は、射撃場の管理のため必 要があると認めるときは、現に利用されている有

(専用利用の日数)

第六条 射撃場 の専用利用の場合における利用 日数は、六日以内とする。ただし、知事 特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(専用利用の場合の使用料の納入)

の通知書を受理後直ちに 納入 しなければならない。

(許可証の提示)

第九条 射撃場 を利用しようとする者は、利用

許可の申請

の察銃砲刀剣類所持等 取締法(昭和三十三年法律第六号)に規定する許 可証を知事 - に提示しなければならない。た だし、専用利用の許可

を受け射

撃場を利用しようとする者は、入場の都度当 該許可証を提示しなければならない。

(劑中中四)

第十条 条例第二条第一項の規定による許可

を受けた者は次の各号に掲げる事項を、 射撃場に入場した者は第四号から第六号までに掲 げる事頃を守らなければならない。

1 容

二 常に銃器、弾薬の保全に留意し、射撃を行わ ないときは、知事の指定する場所に責任 をもつて保管すること。

三・四略

五 射撃場の建物、施設及び物品 を滅失し、破損し、又は汚損したときは知事 ___に届け出て、その指示を受けること。

长 路

料施設等に職員を立ち入らせることができる。

(原状回復の報告)

理者に報告しなければならない。 料施設等を原状に回復した者は、その旨を指定管第十条の三 条例第七条の規定により利用に係る有

(書類の経由)

類は、指定管理者を経由しなければならない。第十二条 この規則の規定により知事に提出する書

(利用日等)

- とする。 日とし、利用時間は、午前九時から午後五時まで第十二条 射撃場の利用日は、次に掲げる日以外の
 - まで) 年末年始(十二月二十八日から翌年一月三日
 - | 「項の休日に当たる場合は、その翌日) | 律 (昭和二十三年法律第百七十八号)第三条第|| | 毎週月曜日(当該日が国民の祝日に関する法
 - る場合は、その翌日) | 毎週第四大曜日(当該日が前号の休日に当た
 - 四 その他知事が必要と認める日

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第6条の2関係)

名			称	区			分	使	用	料
				_	般	利	用	1人1日につき		1,100円
移	動	標	的	击	ш	Æil	ш	半日につき		5,500円
				専	用	利	用	1日につき		11,000円

備考

- 1 「専用利用」とは、第三射場を一括して利用する場合をいう。
- 2 「1日」とは、午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは、午前9時から正午まで又は正午から午後5時までをいう。

忌品 製 イ 無 一 中 日 「 栃木県知事」 や 「 指定管理者」 ど ′

利用する 射撃施設 及び使用	1	第一射	場	1 2 3 4	スモールボア・ライフル [第 号] エアー・ライフル [第 号] エアー・ピストル [第 号] ピストル [第 号]
する銃砲 の種類 〔銃砲所	2	第二射	場	1 2	エアー・ライフル [第 号] エアー・ピストル [第 号]
持許可番 号〕	3	第三射	場	1 2 3	スモールボア・ライフル [第 号] ラージボア・ライフル [第 号] 散弾銃 [第 号]
移 動	J	標	的	1	使用する(走行) 2 使用しない

※ 使 用	する射座	番
	ようとする 及び時間	年 月 日 時 分から 時間
※使	用 料	円
利用する	1 第一射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕
射撃施設 及びも銃砲 の種類 〔銃砲所	2 第二射場	1 エアー・ライフル [第 号] 2 エアー・ピストル [第 号] 3 ビーム・ライフル 4 ビーム・ピストル
持許可番号〕	3 第三射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 ラージボア・ライフル〔第 号〕 3 散弾銃〔第 号〕 4 散弾銃以外の滑腔銃〔第 号〕 5 エアー・ライフル〔第 号〕
移 動	標的	1 使 用 す る 2 使 用 し な い
※ 使 用	する射座	番
	ようとする 及び時間	年 月 日(曜日) 時 分から 時間
※使	用料	H J
	利用する射撃が使うする銃の種類	日 3 エアー・ビストル [第 号] 4 ピストル [第 号] 1 エアー・ライフル [第 号]
	〔銃砲戶 持許可看 号〕	ガー・ビストル(第一号)

					3	散弾錺	. 〔第	Ē.	号]				
		移	動材	票 白	5 1	使用す	-る	(5		2	使 用	しない	
別記様式第1	中日	使用	する	射層	Ĕ				番				1/2
		利用	日及で	び時間	1	年	月	日	時	/	分から	時間	
		使	用	米	¥				円				
		領収	g Ø	確 話	ž.								
		備		‡	Š								
				栃	1	木	ξ.			県			
利射及すの〔持号〕		射場 射場 主射場	2 エファ 4 ピッ 1 エエビビー 3 4 世 1 スラ散戦 4 散戦	ニー・トー・ー・ニー 逆銃・ル・・ル・・・・・・・・ルボ [以・・・・・・ルボ [以・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	イス等 イスイス・ラー アトフト・フトフト・ラー 滑腔	〔第 号〕〔第 子〕「第 第 フル号〔 第 〕	〔第	号〕 号〕 号〕 号〕	号〕		いない	8 10°,	
移動	標	的	1 使	用す	る	2 使	こ 月	l	ない				
使用	する	射 座				番							
利用日	及び	時間	年時			曜日 時間	1)						
使	用	料			-	円							
領 収	O 1	確 認											
備		考									I		

1K)

号外第24号 (25)

利用する 射撃施設 及び使用	1 第一身	寸場 3	エアエア	ールボ ー・ラ ー・ピ トル〔	イフルストル	〔第 〔第	7.1		号]
する銃砲 の種類 〔銃砲所	2 第二射	対場 2		ー・ラー・ピ				-	
持許可番 号〕	3 第三射	1 2 3	ラー	ールボ ジボア 銃〔第	・ライ	フル			-
移 動	標	的 1	使用	する(走	行)	2 1	吏 用	しない
※ 使 用	する身	村 座				番			
	ようと 及 び 時		年	月	Ħ	時	分	から	時間
※使	用	料				円			

1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 1 第一射場 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕 利用する 射撃施設 1 エアー・ライフル〔第 号〕 及び使用 2 エアー・ピストル〔第 号] 2 第二射場 3 ビーム・ライフル する銃砲 の種類 4 ビーム・ピストル 〔銃砲所 スモールボア・ライフル〔第 号〕
 ラージボア・ライフル〔第 号〕 持許可番 号] 3 第三射場 3 散弾銃〔第 号〕 4 散弾銃以外の滑腔銃〔第 号〕 5 エアー・ライフル〔第 号] 移 動 標 1 使 用 す る 2 使 用 し な い 的 ※ 使 用 す る 射 座 利用しようとする 年 月 日(曜日)

に改める。

期日	及び	時間	時 分から 	時間				
※使	用	料		円				
	Γ	利用する 射撃施設 及び使用	4	1 スモールボア・ライン 2 エアー・ライフル〔3 3 エアー・ピストル〔9 4 ピストル〔第	第 号〕 第 号〕			
		する銃砲 の種類 〔銃砲所	2 第二射場	1 エアー・ライフル [第 号] 2 エアー・ピストル [第 号]				
別記様式第四号中		持許可番号〕		 スモールボア・ライン ラージボア・ライフ 散弾銃〔第 	ル〔第 号〕			
		移 !	動 標 的	1 使用する (走行)	2 使用しない			
		使用	する射座	番	•			
		利用	日 及 び 時 間	年 月 日 日	時 分から 時間			
		使	用料	円				
		領 収	の 確 認					
		備	考					
			栃	木	県			
	1 第-	一射場	2 エアー・ライン	・ライフル〔第 号〕 フル〔第 号〕 トル〔第 号〕 号〕				
利用する射撃施設を使用である。	2 第3	二射場	1 エアー・ライン 2 エアー・ピスト 3 ビーム・ライン 4 ビーム・ピスト	トル〔第 号〕				
〔銃砲所 持許可番 号〕	3 第3	三射場	 ラージボア・ラ 散弾銃〔第 散弾銃以外のぎ 		に投める。			

	移動	標 的 1	使 用 す る 2 使 用 し	ない
	使 用 す る	射座	番	
	利用日及	7 K H= 131 I	年 月 日(曜日) 時 分から 時間	
	使用	料	円	
	領収の	確認		
	備	考		
_	別記様式第五号(#	₭)廿「栃木県知	事」や「指定管理者」以′	
	利用期間	(第1希望) 年 月 年 月	日 (曜) 時 分から 日 (曜) 時 分まで	
		(第2希望) 年 月 年 月	日(曜) 時 分から日(曜) 時 分まで	46
	利用射撃施設名	1 第一射場	2 第二射場 3 第三射場	
	移動標的	1 使 用 す	る 2 使用しない	1
ſ	利用期間	年 月年 月	日 (曜日) 時 分から 日 (曜日) 時 分まで	
	利用射撃施設名	1 第一射場	2 第二射場 3 第三射場	に改め、同様式(裏)中
	移動標的	1 使用する(日) 2 使用しない	J
Γ	備考	備	考	,
	(走行)			
l				

(==)	1. 11. 0 (= 0 = -)	1 0 / 3 0 2 1 / 3 1		, _ /k	37171
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)	₩	に改め、	同様式(裏)注を削る。	
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)				
	(走行)				
	nmext第六号4	于「栃木県知事」	→ 」 ∾「指定管理者」!	ĵ,	
•	年 月 年 月	日(曜)日(曜)	時 分から 時 分まで		
	1 第一射	湯 2 第二射	場 3 第三射場	<u>=</u>	
	1 使 用	する 2	使用しない	₩	
		人			
		円			
١	左 日	日(曜日)	味 ハふき	— <u>)</u>	
	年 年 月	日(曜日)日(曜日)	時 分から 時 分まで		
	1 第一射	湯 2 第二射	場 3 第三射線	<u></u>	
	1 使用する	る (目) 2	使用しない	に投める。	
		\			

円	納	付	期	限	年	月	日	

別記様式第八号中「寄オ泗当」を「詰付哪組」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

栃木県ライフル射撃場利用取消届出書 年 月 日 指定管理者 様 住 所 氏 名 年 月 日付け第 号で許可のあつた の利用について次の理由により取り 消すこととしたので届け出ます。	別記様式第8号の2	(第5条関係)		
指定管理者 様 住 所 氏 名 年 月 日付け第 号で許可のあつた の利用について次の理由により取り消すこととしたので届け出ます。		栃ź	木県ライフル射撃場利用取消	届出書
住所 氏名 年月日付け第号で許可のあつた の利用について次の理由により取り消すこととしたので届け出ます。	化宁然如果		快	年 月 日
消すこととしたので届け出ます。	有 足官理名		林	
取消理由			号で許可のあつた	の利用について次の理由により取り
	取消理由			

(注) 利用券又は専用利用許可通知書(変更の承認を受けている場合は、利用券又は専用利用許可 通知書及び利用許可変更承認書)を添付すること。

別記樣式第九号中「	利用期間	年 月 日(曜) 年 月 日(曜)	時 分から 時 分まで 」
許可年月日等	年 月	日第 号	
利 用 期 間	年 月 年 月	日(曜日) 時 分から日(曜日) 時 分まで	T に収める。
Γ	許可年月日	年 月 日	
	利用の目的		
	既納付使用料の額	i 円	
	還付請求額	i H	
別記様式第十号中	還付を受けよ うとする理由		₩
	備考		
ſ			
許可年月日等	年月年月年	日第号日(曜日)時 分から	
利 用 期 間	年月年月	日 (曜日) 時 分まで	
利用の目的			
既納付使用料の額			
還付請求額			
支	金融機関名		に改める。
払 口 座 振 替	口座番号	普通・当座	

方				預金口座名義	
法	そ	Ø	他		
	付をとす				
備			考		

室 三

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製 された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用すること ができる。

栃木県規則第二十三号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 **企性三年三月二十一日**

> 栃木県知事 -ÎuH

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則(平成五年栃木県規則第十三号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

玖 띰 送 玖 띰 汇

(許可の申請等)

第五条 略

2 前項の利用許可申請書の提出期間は、条例別表 に掲げる施設、附属設備及び器具(以下「施設 等」という。) を利用しようとする日 (以下「利 用日」という。)の三箇月前の日の属する月の初 日から末日までとする。ただし、栃木県総合運動 公園北・中央エリア若しくは栃木県総合運動公園 東エリアの施設等を専用利用しようとするとき又 は指定管理者が必要があると認めるときは、この 限りでない。

8 器

(附属施設及び器具の使用料)

第十三条 条例別表3栃木県グリーンスタジアム使 用料の部、同表了栃木県総合運動公園北・中央エ リア使用料の部及び同表&栃木県総合運動公園東 エリア使用料の郭に規定する附属設備及び器具の 使用料は、別表第三のとおりとする。

(使用料の納付)

第十四条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者 及び栃木県総合運動公園北・中央エリア又は栃木 県総合運動公園東エリアの利用者は、第五条第三

(許可の申請等)

第五条 弱

2 前項の利用許可申請書の提出期間は、条例別表 に掲げる施設、附属設備及び器具(以下「施設 等」という。) を利用しようとする日 (以下「利 用日」という。)の三箇月前の日の属する月の初 日から末日までとする。ただし、栃木県総合運動 公園北・中央エリア

の施設等を専用利用しようとするとき又 は指定管理者が必要があると認めるときは、この 限りでない。

8 容

(附属施設及び器具の使用料)

第十三条 条例別表3栃木県グリーンスタジアム使 用料の部及び同表8栃木県総合運動公園北・中央

エリア使用料の部

に規定する附属設備及び器具の

使用料は、別表第三のとおりとする。

(使用料の納付)

第十四条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者 及び栃木県総合運動公園北・中央エリア

の利用者は、第五条第三

項の利用許可書又は第六条第二項の利用変更許可 書の交付を受けたときは、知事が定める納期限ま でに使用料を納付しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

体育施設名	休 館 日
略	
栃木県立温水プール 館	略
栃木県総合運動公園 北・中央エリア	12月29日から翌年1月3 日まで(<u>武道館にあって</u> は、 年末年始)
<u>栃木県総合運動公園</u> 東エリア	<u>年末年始</u>

備考 略

別表第2 (第4条関係)

体 育 施設名	利用日区分	普通利用の 利 用 時 間	専用利用の 利 用 時 間
略			
栃木県 立温水 プール 館	略	略	略
		6 時まで (陸上競技 場、トレー ニング室並	

項の利用許可書又は第六条第二項の利用変更許可 書の交付を受けたときは、知事が定める納期限ま でに使用料を納付しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

体 育 施 設 名	休 館 日
略	
栃木県立温水プール 館	略
栃木県体育館分館	<u>年末年始</u>
栃木県総合運動公園 北・中央エリア	12月29日から翌年1月3 日まで(<u>水泳場にあって</u> は4月1日から6月30日 まで及び9月1日から3 月31日まで、武道館に あっては年末年始)

備考 略

別表第2 (第4条関係)

体 育 施設名	利用日区分	普通利用の 利 用 時 間	専用利用の利用時間
略			
栃木県立温水プール館	略	略	略
<u>栃木県</u> <u>体育館</u> 分 <u>館</u>		<u>午前9時から午後9時</u> まで	<u>午前9時から午後9時</u> まで
			午前8時30 分6時上 が時上 が りま が りま が り り り り り り り り り り り り り り

	技場の会議	技場の会議		技場の会	会議 技場の会談
	室及びラウ	室及びラウ		室及びき	ラウ 室及びラワ
	ンジにあっ	ンジにあっ		ンジにも	あっ ンジにあっ
	ては午前8	ては午前8		ては午前	前8 ては午前:
	時30分から	時30分から		時30分才	いら 時30分から
	午後9時ま	午後9時ま		午後9日	寺ま 午後9時る
	で、武道館	で、武道館		で、武道	道館 で、武道館
	並びに武道	並びに武道		並びに記	弐道 並びに武道
栃木県	館及び合宿	館 <u>及び合宿</u>	栃木県	館	館
総合運	<u>所</u> の会議	<u>所</u> の会議	総合運	<u>_</u> の会	:議の会言
動公園	室、師範室	室、師範室	動公園	室、師筆	節室 室、師範望
北 •	<u>並びに</u> 控室	<u>並びに</u> 控室	北 •	<u>及び</u>	空室 <u>及び</u> 控室
中 央	にあっては	にあっては	中 央	にあって	ては にあってん
エリア	午前9時か	午前9時か	エリア	午前9日	寺か 午前9時7
	ら午後9時	ら午後9時		ら午後!	9 時 ら午後 9 時
	まで、合宿	まで、合宿		まで、台	合宿 まで、合宿
	所にあって	所にあって		所にあっ	って 所にあって
	は午前0時	は午前0時		は午前()時 は午前0日
	から午後12	から午後12		から午後	後12 から午後1
	時まで(1	時まで(1		時まで	(1 時まで (
	月4日に	月4日に		月 4 日	に 月 4 日 1
	あっては午	あっては午		あってに	は午 あっては4
	後1時から	後1時から		後1時点	から 後1時かり
	午後12時ま	午後12時ま		午後12日	寺ま 午後12時ま
	で、12月28	で、12月28		で、12月	月28 で、12月2
	目にあって	日にあって		日にあっ	って 目にあって
	は午前0時	は午前0時		は午前() 時 │ は午前 0 時
	から午前10	から午前10		から午前	前10 から午前1
	時まで))	時まで))		時まで)) 時まで))
栃木県	午前9時か	午前9時か			
総合運	ら午後9時	ら午後9時			
動公園	<u>まで</u>	まで			
東エリ	3. 3				
7					
_					

別表第三に次のように加える。

放送	メインアリーナ	1時間につき	500円
設 備	サブアリーナ	1時間につき	500円
ポータブル	メインアリーナ	1日1回につき	10,000円
ス			

	テージ	サブア	IJ —	ナ	1日1回につき	10,000円		
	フロア	メインフ	アリー	ナ	1日1回につき	3,000円		
	シート	サブア	у –	ナ	1日1回につき	3,000円		
	可	動		席	1日1回につき	25,000円		
	3	F 観	客	席	1日1回につき	20,000円		
	4	F 観	客	席	1日1回につき	10,000円		
	大型	型 電 光 表	示 装	置	1時間につき	1,000円		
	電光得点	メインフ	Р IJ —	ナ	1時間につき	500円		
栃木県総合運動公園東エリア	システム	サブア	у —	ナ	1時間につき	500円		
	照		1 / 3	灯	1時間につき	1,000円		
		照	照	メインアリーナ	1 / 2	灯	1時間につき	1,500円
							全	灯
	明		1 / 2	灯	1時間につき	500円		
		サ ブアリーナ	2 / 3	灯	1時間につき	700円		
	設		全	灯	1時間につき	1,000円		
			1 / 3	灯	1時間につき	700円		
	備	屋内水泳場	2 / 3	灯	1時間につき	1,000円		
			全	灯	1時間につき	1,500円		
	空調	メインフ	7 IJ —	ナ	1時間につき	12,000円		

			0 /101	100 >14	 				120213	
				設備サ	ブアリ	ーナ	1時間に	つき	5, 00	0円
				競泳競	技大会用	備 品	1時間に	つき	1,00	0円
				飛 込 競	技大会用	備 品	1時間に	つき	1,00	0円
					イスティ 大 会 用	ック 備 品	1時間に	つき	1,00	0円
				水球競	技大会用	備 品	1時間に	つき	1, 00	0円
				スタ	- F	台	1時間に	つき	1, 00	0円
		x式第一号(> 宋四栃木県体	ての一)中自館の項を削る。							
		運動施設	A 本 D プール館(大フ		B 別 E プール館	飢(小プー/)		道	場	
	利用	会 議 室	F 本 館(大会議 I 武道館(大会議		G 本 館(/] J 武道館(/]	、会議室) 、会議室)	H ブ	゜ール館会諱	養室	
-,	施設	附属設備及び器具	K フ ロ ア M ボーダーラ O シーリング Q フロア照明 S フロア照	イト (ライト ((1 /	列) P	ホリゾスポッ	ト ラ イ ン ト ラ ィ ト ラ 〜	イト (列) 列) 列) 」灯)	40
		その他								
;	利	用 施 設	A 弓 C 武 道 館 (道 小 会 훪	場 E 養室) E	3 武 道) そ の		大 会 議	室)	<u>ا</u>
「 -	<u> </u>	□様式(その-	七)を削り、同様式	(その八)	を同様式(その	(十))、同様式	、(その九)	#	
'	利	用日時	年	月	日到着	時	分	泊	日	46
	ጥ ባ	\U	年	月	日退所	時	分	10	н	
]
	利	用日時	年	月 	日到着	時	分	泊	日	
	刊 用	· •	年	月	日退所	時	分			N

利 用 施 設 A 合宿所	В	会議室 1	C 会議室2		
改め、同様式(その九)を同様式	(その人)	とし、同様式	ご次のように加	vK ′0°	

(その	9)									
	He also hade serve also	利 用		可	申	請	書	年	月	目
¥.	指定管理者	様には、またいである。		训用を し	たいの~	申請者で申請し	「	年 が あっては地 の所表者の 代表者の	、主たる 及び名称 氏名)	
	事等の名称		2 / - 1	1/11 2 0		V 1 HI3 O	3, 7, 0			
利	用目的									
利	用日時	年 月 午前 時か 午後 利 用 施 設 名 内 訳	日前 午後	時から時から) 時まで 利	用	時間 時まで 時まで	計計	時間	
	運動施設	A メインアリーナB サブアリーナC 多目的スタジオD 屋内水泳場E 体育館分館	c 1 (a a b b c a c e 50 e 50 e 50	部/部にはようがある。一部/部で利の利スストトラーの1の利スストトラールがルン	用 d b A A A A A A A A A A A A A A A A A A	1/4/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1	の利用 の利用 の利用 用利 B 50 d 25	メートルフ メートルフ	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	ース
利用施設	会控室カー、賓ッム	F 会議室 G 控室 H 貴賓室 I ロッカールーム	ー ー m n a a	持内内イイイイイイイイン 水冰泳アアアアアア室アー 場場場リリリリリリ1リル	ーナ大会 ーナ大大会 ーナナ大会 ーナーナー ーナー	(1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	f h j 部// / スイイイス メメメ利のの利 の 5 のの り 2 と と と と と り り り り り り り り り り り り り り り	永場貴賓室	会議議室6会議議室10	
	附属設備及び器具	J 放送 放送 放送 カポースト スト スト スト スト スト スト スト スト スト スト スト スト 会テ 会テ 会テ 会テ マ競泳 会テ マウス 会テ マウ	(a a a a b c e g i a	O マメーメメメサ屋屋メ ンンFンンンンア水水ン	観アアアアリ泳泳ア大客リリリリー場場リ会帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	トナートナート P 1/灯3灯 b トナート・1/灯3灯 b ロート・1/グ3灯 b	ķΤ	リーナ) リーナ リー大 リーナ リー大 アアリット アア水 オーナ ナ	、 1/2灯 インタート台)
	その他									
利	用 区 分	Aアマチュアスポー に利用する場合 Bアマチュアスポー 以外に利用する場	b ツ a	入場料(入場料:	を徴収を徴収を徴収を徴収を徴収	しない場) 円) 計合			
利	用者区分	A 高校生等以下	B その	の他の者						
入力	場予定人員	総人員				人	内影	競技 覧の他の者	×13×13×13×13×13×13×13×13×13×13×13×13×13×	人人人人

利用施設、利用区分及び利用者区分の欄は、該当する記号に〇を付けること。 利用施設により利用時間が異なる場合は、利用日時の内訳の欄にその内容を記入すること。

<u>.</u>	2.記述	医式管	운1 1마	р (N	he 1) #											
'		運	動施	設	A D		ル館(大プ [、]	館 ール)	B 別 E プー	ル質	館(小プール)		3	道	場	<u>1</u>
	利用	会	議	室			館(大 館(大					(小会議室) (小会議室)	Н	プール	館会議	室	
	施設		属 設び 器		О	シーフロ		グラ 明	イト (1/	ー ト (列) (列) / 2 灯) 全 灯)	N F	. フット N ホリゾ P スポッ R フロア	トラ	ライト イト	(列)	49
i		そ	の	他													
ſ	利	用	施	設	A C	弓 武 道			道 小 会	場 室)		B 武道 D その			会 議	室)	7
「 段名	§ ([三極十	3 (N	i 64	<u>1</u> ⊣) ∜	A <u>雪</u> り、	. 厄森		<u> </u>	を同様式	(4)	ト6力) かり	~ 回機制	1 (h	の九)	#	-] -
		77		ta			年		月	日到	着	時	分		N. C.	_	
	利	用 	日	時 			年		月	日退	所	時	分		拍 	E	
٢	4 1	用	日	<u> </u>			年		月	日到	着	時	分		ѷ҉Һ		-
	利	川	Þ	叶			年		月	日退	所	時	分		泊	E	
	利	用	施	設	A	合宿	折	В	会議邹		С	会議室 2		<u> </u>			
改名	§ [三矮十	Z (N		_ે) ∜	4同様.	式 (そ	€ <)) シン´	同様式に	次 (のように加え	16°				

(その	9)										
			利	用	許	可	書		第年	月	号日
			様			140		-t-v			En .
						指	定管理	有			印
す。	年 月	日付けて	で申請のあ	った栃フ	大県総合運	動公園	東エリ	アの利用	を次のる	とおり許	可しま
行	事等の名称										
利	用 目 的										
		年 午前 午後	ミ 月 時か	日(午前 ら 午後	曜日)時	まで	計	時間			
利	用日時	利用	施設名	ı		利	用	時	間		
		訳			時から		F	時まで	計	時間	
		司八			時から		F	時まで	計	時間	
	運動施設		アリーナ リーナ スタジオ 泳場	c a a b c a	部/部目目目メメラ 別の 2の的的的一一イ 利の利スストトラーイ シシシファト	b ジオA全部 ジオA1/ ジオB パール会:	3/4の 1/4の 1/2の 第2の利 コース	P和用) 用 50 ⊀	ートルフ	° 11√ 5	ュース)
		E体育館		c 25 e F	メートルフライラント	ペール全等	コース	d 25×	ートルラ	ペール こ	2 - Z
利用施設	会控室カールーム、賓ッム	F 会議室 安 安 安 安 军 军 军 军	一ルーム	acegiklmnaaaaa	スラー 内内内イイイイイギャイット・	135議議会会会会等電	を を を を を を を を を を を を を を	 	決場会 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大		3300
	附属設備及び器具	LMQR フ可電照 空競 調泳 設策 会競 設策	備プシ 点備	は は は に に に に に に に に に に に に に	の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	フリリ客リリリリー場場リ会一一一席一一一十十全一用ポーナナー	P 11全/3 品P 11全/3 品型 灯灯 サ	ッササ電サー d f h アノブア表ア ササ屋 リーフラファー・ファイン カー・ファイン カー・ファイン ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・	ーナイ ーナナ) ※装一ナ) 「アリーナ 「アリーナ 」水泳場 2		
	その他	V アーテ	イスティッ	ン 親牧人	女用佣的	W 水野	小兒(文)	会用備品	1 A /	くタ ート†	1
使	用料						円納	付期限	ł ź	——— F 月	月
	可の条件										
利月	用上の注意	使用料象 2 利用の	⊱例施行規 ○方法につ	則を遵言 いては、	管理及び使 デすること 事前に十 と提示する	。 ·分打合 [·]			育施設記	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	理及び

温 宝

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された 諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができ w°

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第二号

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令柜三年三月二十一日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 $\overline{\mathbb{R}}$

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和三十三年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を炊のように改正す

炊の表の汝正前の欄に掲げる規定を同表の汝正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように汝正する。

띰 띰 改 溪 改 淙

(課、室及び担当)

(以下「課及び室」という。) を置き、課及び室 の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。

點	1941	允	担 当 名
裟	務	監	校再編推進担当 当、TOT教育推進担当、高企画調整担当、教育政策担
盤			

22 容

(総務課の分掌事務)

第三条 総務課の分掌事務は、汝のとおりとする。

一~十円 器

十六 学校教育の情報化に関すること。

ナカ~11十11 器

(スポーツ振興課の分掌事務)

第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、炊のとおり かかる。

一~< 路

九 栃木県体育館、栃木県立県南体育館及び栃木 県立県北体育館 に関するこ

 20°

十~十川 と

十四 栃木県総合運動公園東エリアに関するこ

(課、室及び担当)

第二条 本局に、汝の表の上欄に掲げる課及び室 | 第二条 本局に、汝の表の上欄に掲げる課及び室 (以下「課及び室」という。)を置き、課及び室 の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。

監	[M]	允	担 ៕ み
総	務	監	校再編推進担当 当 、高企画調整担当、教育政策担
盤			

22 器

(総務課の分掌事務)

第三条総務課の分掌事務は、汝のとおりとする。

一~十円 密

(スポーツ振興課の分掌事務)

第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、汝のとおり かする。

九 栃木県体育館、栃木県立県南体育館、栃木県 立県北体育館及び栃木県体育館分館に関するこ ٦υ°

十~十川 密

٦υ°

十月・十七 器

十七 公益財団法人栃木県スポーツ協会に関する

NAO°

(無用用頭)

第十九条 義務教育課及び高校教育課に管理主事を

置くことができる。

22 容

十回·十H 器

十六 公益財団法人栃木県体育協会 に関する

ハか。

(神田田県)

第十九条 数職員課

に管理主事を

置くことができる。

22 容

室 三

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第三号

令和三年三月三十一日栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十五年栃木県教育委員会規則第一号)の一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 江 菃
千七百円 に従事した時数が三以上の場合に限る。) 二	大百円 大百円 大百円 大百円 一 業務に従事した時数が四以上の場合 三十 八百円 一 業務に従事した時数が二又は三の場合 十 条例第十三条第一項第四号の業務 一~四 略 上日一日につき次のとおりとする。 第十一条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事し(教員特殊業務手当)

室 三

この規則は、今和三年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第四号

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

你在三年三月二十一日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

に改正する。第一条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年栃木県教育委員会規則第十号)の一部を次のよう

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改
(義務教育等教員特別手当の月額)	(義務教育等教員特別手当の月額)

(43)

- 第二条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各一第二条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各 号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる 顏(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十 一号。以下「法」という。)第二十八条の四第一 項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条 の大第一項若しくは第二項の規定により採用され た職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短 時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休 業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十 一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同 法第十七条の規定による短時間勤務をしている職 員並びに司法第十八条第一項又は地方公共団体の 一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十 四年法律第四十八号) 第五条の規定により採用さ れた職員にあっては、その額に学校職員の勤務時 間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木 県条例第五号) 第二条第二項から第五項までの規 定により定められたその者の勤務時間を同条第一 頃に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得 た額とし、その額に一円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた額とする。)とする。 | • | | 容
 - 三 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援 学校の高等部に勤務するもの(次号及び第五号 に掲げる職員を除く。) その者の属す る職務の級及びその者の受ける号給に対応する 別表第二に掲げる額

四 前条に規定する職員のうち、条例第九条の四 に規定する定時制通信教育手当(以下「定時制 通信教育手当」という。) 又は第九条の五に規 定する産業教育手当(以下「産業教育手当」と いう。)を支給される職員で、定時制教育(夜 間において授業を行う課程に係るものに限 る。)若しくは通信教育又は農業若しくは水産 に係る産業教育に従事するもの その者の属す る職務の級及びその者の受ける号給に対応する 別表第二に掲げる額

- 号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる 顏(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十 一号。以下「法」という。)第二十八条の四第一 頃若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条 の大第一項若しくは第二項の規定により採用され た職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短 時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休 業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十 一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同 法第十七条の規定による短時間勤務をしている職 員並びに司法第十八条第一項又は地方公共団体の 一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十 四年法律第四十八号) 第五条の規定により採用さ れた職員にあっては、その額に学校職員の勤務時 間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木 県条例第五号) 第二条第二項から第五項までの規 定により定められたその者の勤務時間を同条第一 頃に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得 た額とし、その額に一円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた額とする。)とする。 | • | | 容
- 三 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援 学校の高等部に勤務するもの(第六号から第八 <u>号まで</u>に掲げる職員を除く。) その者の属す る職務の級及びその者の受ける号給に対応する 別表第二に掲げる額
- 四 条例第九条の六第一項に規定する職員で特定 業務任期付職員教育職給料表二の適用を受ける もの その者の属する職務の級に対応する別表 第三に掲げる額
- 五 条例第九条の六第一項に規定する職員で特定 業務任期付職員教育職給料表一の適用を受ける もの その者の属する職務の級に対応する別表 第四に掲げる額
- 大 前条に規定する職員のうち、高等学校又は特 別支援学校の高等部に勤務する職員で、特定業 務任期付職員教育職給料表一の適用を受けるも の(次号及び第八号に掲げる職員を除く。) その者の属する職務の級に対応する別表第四に 掲げる額
- 七 前条に規定する職員のうち、条例第九条の四 に規定する定時制通信教育手当(以下「定時制 通信教育手当」という。) 又は第九条の五に規 定する産業教育手当(以下「産業教育手当」と いう。) を支給される職員で、定時制教育(夜 間において授業を行う課程に係るものに限 る。) 若しくは通信教育又は農業若しくは水産 に係る産業教育に従事するもの その者の属す る職務の級及びその者の受ける号給に対応する 別表第二に掲げる額(特定業務任期付職員教育

間にあつては、別表第二に掲げる額数育手当及び産業教育手当の支給を受けない期に四分の三を乗じて得た額(定時制通信

第二に掲げる額 務の級及びその者の受ける号給に対応する別表号に掲げる職員以外のもの その者の属する職手当又は産業教育手当を支給される職員で、前国 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育

にあつては、別表第二に掲げる額育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間に四分の二を乗じて得た額(定時制通信教

| 住期付職員教育職給料表 | の適用を受ける者に関にあっては、別表第二に掲げる額 | 特定業務関にあっては、別表第二に掲げる額 | 特定業務教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期|| | る額)|| に四分の三を乗じて得た額(定時制通信者の属する職務の級に対応する別表第四に掲げ、 職給料表 | の適用を受ける者にあっては、その

| 付付、別表第四に掲げる額)| | 対職員教育職給料表 | の適用を受ける者にあいてあっては、別表第二に掲げる額 | (特定業務任額) に四分の二を乗じて得た額 (定時制通信教験) に四分の二を乗じて得た額 (定時制通信教験支)の適用を受ける者にあっては、その者の対しの適用を受ける者にあっては、その者の務の級及びその者の受ける号給に対応する別表明に掲げる職員以外のもの その者の属する職員では誤定する職員のうち、定時制通信教育人 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育

別表第三及び別表第四を削る。

(栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

一部を次のように改正する。第二条 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号)の

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後		改
別表第一			
載務箇所	醬 呱	肥 類数	動 務 個
盤			盗
	古接従事することを本務 遺され、特別支援教育に 条第三項の規定により派 接学級を担当し、又は同人十一条に定める特別支 二年法律第二十六号)第	T	ことを本務とする者 別支援教育に直接従事する の規定により派遣され、特 び義務教 全担当し、又は同条第三項 十字校及 十字校及 十字校及 年法律第二十六号)第八十 学校教育法(昭和二十二
<u>作 </u>	ことを本務とする者よる教育に直接従事する定める特別の教育課程に 第十一号)第百四十条に (昭和二十二年文部省中	1	

盤

別表第2

調整基本額表 イ~ホ 略

盤

別表第2

調整基本額表 イ~ホ 略

<u>个</u>特定業務任期付職員教育職給料表(1)

職務の総	汲	調	整	基	本	額	
1 糸	汲	7,200円					
2 糸	汲	9, 180円					
特 2 糸	汲	11,500円					
3 糸	汲	12,200円					
4 糸	汲	13, 100円					

<u>卜</u> 特定業務任期付職員教育職給料表(2)

職務の級	調	整	基	本	額	
1 級	7, 200円					
2 級	7,911円					
特 2 級	11,300円					
3 級	11,800円					
4 級	12,700円					

(教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第三条 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成二年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		权	正 後				农	띰	湞	
高温	表(第四]条點條)			ā	別表 (第四	四条関係)			
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	給料表	盘	ΙШ(加算割合		給料表	選			加算割合
		盘		备			盘			盘

(-) 然(本 教柜競	智	盤		教信職	24	盤
				(一)	る。) に限けている職員 十五号給以上の号給を受職務の級一級の職員(九	
(二)		智		(二)	强	强
				<u>終</u> 在期 幸 但 業	職務の級四級の職員	百分の十五
					職務の級三級の職員	
				(<u>)</u> 然 数 数 数	職務の級特二級の職員	百分の十
				終 中 華 所 業	職務の級四級の職員	百分の十五
				数 付	職務の級三級の職員	
				(二) 禁 乗	職務の級特二級の職員	百分の十

木県教育委員会規則第五号)の一部を炊のように改正する。 第四条 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則(平成十三年栃(栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部改正)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

料月額とする。 は、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給る規定による給料月額に一円未満の端数があるとき 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定め

1 容

成十六年栃木県条例第三号)第七条第二項若し一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平体業条例第十七条の規定により読み替えられた三項、第四項、第六項若しくは第十一項、育児の規定により読み替えられた給与条例第七条第号。以下「育児休業条例」という。)第十六条業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二よる短時間勤務職員及び同法第十七条の規定に三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する

料月額とする。は、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給る規定による給料月額に一円未満の端数があるとき次の各号に掲げる職員について、当該各号に定め

1 容

成十六年栃木県条例第三号)第七条第二項若し一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平体業条例第十七条の規定により読み替えられた三項、第四項、第六項若しくは第十一項、育児の規定により読み替えられた給与条例第七条第号。以下「育児体業条例」という。)第十六条業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二よる短時間勤務徴員及び同法第十七条の規定に三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する

くは第三項 立学校職員給与条例等の一部を改正する条例 (平成二十二年栃木県条例第四十号。 次号にお いて「平成二十二年給与条例等改正条例」とい う。)附則第四条第二項の規定により読み替え られた同条第一頃

四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五 条の規定により採用された職員 一般職の任期 付職員の採用等に関する条例第十条第三項の規 定により読み替えられた給与条例第七条第三 頃、第四頃、第六頃又は第七頃

くは第三項若しくは第八条第三項又は栃木県公 立学校職員給与条例等の一部を改正する条例 (平成二十二年栃木県条例第四十号。 次号にお いて「平成二十二年給与条例等改正条例」とい う。)附則第四条第二項の規定により読み替え られた同条第一項

111 容

四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五 条の規定により採用された職員 一般職の任期 付職員の採用等に関する条例第八条第四項

医 图

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(黎 崧 默)

栃木県教育委員会規則第五号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を炊のように定める。 **企性三年三月二十一日**

> 栃木県教育委員会教育長 熊 三 赵 <u>∓</u>

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(國加)

第一条(この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年栃 木県条例第四十一号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、教育職員(条例第二条に規定する県 立の義務教育賭学校等の教育職員をいう。以下同じ。)が正規の勤務時間(学校職員の勤務時間その他の勤 務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第二条から第五条ま での規定による勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その 他教育職員の建東及び届祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

- 第二条 栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることに より学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(公立学 校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉 の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和二年文部科学省告示第一号)に規定する在校等時間を いう。以下同じ。)から所定の勤務時間(条例第五条第一項各号に掲げる日(代休日(勤務時間等条例第九 条第一項に規定する代休日をいう。)が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。 以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う ものとする。
 - 一 一月について四十五時間
 - 11 一年について三百六十時間
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業 務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、 教官職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするた め、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。
 - 一月について百時間未満
 - 11 一年について七百二十年記
 - 三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれ ぞれの期間において一月当たりの平均時間について八十時間
 - 四 一年のうち一月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数につい

令和 3 (202	1)年3月31日	水曜日	栃 木	県 公	報	号外	第24号
て六月							
(秦任)							
					の適切な管	理その他教育職員の健康	及び福祉の:
1843を図る2 三8 3	に必要な事項は、	#₩ Ym #W ппп	<i>全</i> る 月 に	17 × V			
	1. 和三年四月一	日から施行	こかん。				
						(中国)	校教育課)
							_